

資料9 「学科の試験」において使用が認められる法令集について

使用が認められる法令集の条件

学科Ⅲ（法規）の問題を解答する場合に限り、次の1及び2の条件を満たす法令集の使用が認められます。

条件1. 条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと（条文等の省略は認められる）。

条件2. 次に掲げる簡単な書込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。

- イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示（法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする）
- ロ. 改正年月日
- ハ. アンダーライン

注 意

- ① 使用が認められる法令集以外のものを使用した場合には、退場を命じますので、十分注意して下さい。
- ② 紛らわしい書込みをした持込み法令集については、使用が認められない場合又は使用が認められたとしても判断に時間がかかり判断結果が出るまでは法令集なしでの受験となる場合がありますので、条件2に掲げられている簡単な書込み以外の書込みをしないで下さい。
- ③ 使用が認められる法令集については、原則として、1冊とします。ただし、本編に付随する告示編等がある場合、1セットとして使用を認めます。

使用が認められない法令集の例

- ・「2017建築申請 memo」…………… 建築申請実務研究会 編集／新日本法規出版（株）発行
- ・「図解建築法規2017」…………… 国土交通省住宅局建築指導課 編集／新日本法規出版（株）発行
- ・「平成11年5月1日施行改正建築基準法（1年目施行）の解説」… 建設省住宅局建築指導課・市街地建築課 監修／新日本法規出版（株）発行
- ・「平成12年6月1日施行改正建築基準法（2年目施行）の解説」… 建設省住宅局建築指導課 監修／新日本法規出版（株）発行
- ・「平成14年建築基準法改正の解説」…………… 国土交通省住宅局市街地建築課 編集／工学図書株式会社 発行
- ・「平成19年6月20日施行改正建築基準法・建築士法及び関係政省令等の解説」…………… 国土交通省住宅局建築指導課・市街地建築課・国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所 監修／サンパートナーズ（株）発行

認められる書込み等の例

関連条文等の指示・見出しの例（条件2、イ・ハの例）

【構造耐力】

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 高さが60mを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。

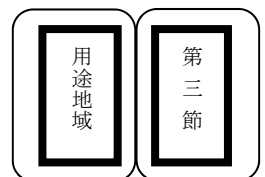
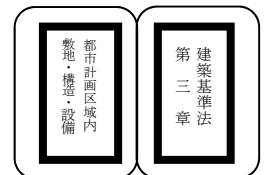
ロ 前号に定める基準に適合すること。



→ 令36条P186

→ P8

→ 令81条P208



認められない書込み等の例

条文の次に関連の別表を挿入した例（条件1に違反した例）

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

第27条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

- 一 別表第1(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもの
 - 二 別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表(1)項の場合にあっては客席、同表(2)項及び(4)項の場合にあっては2階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表(は)欄の当該各項に該当するもの
 - 三 別表第1(い)欄(4)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの
 - 四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないもの
- 別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物
(第6条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途		(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分（(1)項の場合にあっては客席、(2)項及び(4)項の場合にあっては2階、(5)項の場合にあっては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会所その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	200㎡（屋外観覧席にあっては、1,000㎡）以上	
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	300㎡以上	



解説を付した例（条件2に違反した例）

【建築物の各部分の高さ】

- 第56条 建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。
- 一 別表第3(い)欄及び(ろ)欄に掲げる地域、地区又は区域及び容積率の限度の区分に応じ、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表(は)欄に掲げる距離以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、同表(に)欄に掲げる数値を乗じて得たもの
 - 二 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、次に掲げる区分に従い、イ若しくはニに定める数値が1.25とされている建築物で高さが20mを超える部分を有するもの又はイからニまでに定める数値が2.5とされている建築物（ロ及びハに掲げる建築物で、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあるものを除く。以下この号及び第7項第二号において同じ。）で高さが31mを超える部分を有するものにおいて、それぞれその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、イからニまでに定める数値を乗じて得たものに、イ又はニに定める数値が1.25とされている建築物にあっては20mを、イからニまでに定める数値が2.5とされている建築物にあっては31mを加えたもの
 - イ 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。） 1.25（第52条第1項第二号の規定により容積率の限度が30/10以下とされている第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の地域のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあっては、2.5）
 - ロ 近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。）又は商業地域、工業地域若しくは工業専用地域内の建築物 2.5
 - ハ 高層住居誘導地区内の建築物であって、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の2/3以上であるもの 2.5
 - ニ 用途地域の指定のない区域内の建築物 1.25又は2.5のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

